

河川保全区域内での行為には 事前の許可が必要です！

「河川保全区域」の申請手続きのお願い

身近にある堤防は、洪水の時、皆さんの生命と財産を守る大切なものです。

その堤防を守るために、法律で一定の区域（河川保全区域）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。

許可を受けずに行った場合は、罰則規定が定められています。また、建築確認の際にもこの許可が必要となります。

**許可が
必要です！**

河川保全区域内において

- ① 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ② 工作物の新築又は改築

手続きは、最寄りの出張所までお問い合わせ、ご相談ください。

河川保全区域とは

河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する**河川管理施設や河岸を守るために設けられた大切な区域**です。

堤防や護岸などに隣接する土地が掘削されたり、重量建造物や漏水の恐れのある物が設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。

そこで、たとえ個人の土地であっても法律により行為制限をする必要があります。

その制限規制は、**河川法第55条第一項**で決められています。

皆様の大切な生命・財産を洪水から守るためにご理解をお願いします。

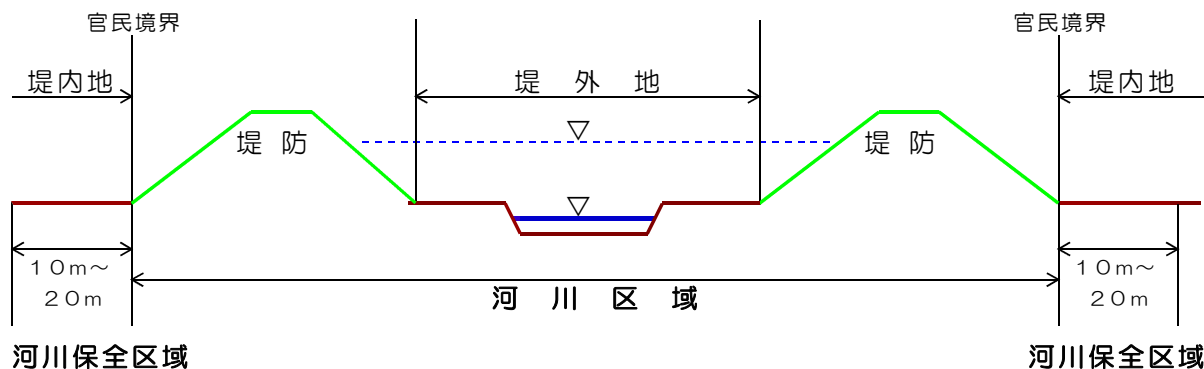
河川法第55条第一項

河川保全区域内においては、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。**ただし政令で定める行為**についてはこの限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築

河川法第104条

第55条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は、20万以下の罰金に処する。



※河川保全区域の幅が、場所によって異なることから出張所でご確認ください。
河川の上流から下流に向かい、右側の河岸を**右岸**、左側の河岸を**左岸**と呼びます。

申請のご相談は、余裕をもってお早めをお願いします。

土地の掘削、盛土、切土等の形状変更や
工作物の新築、改築などで申請を必要と
しない

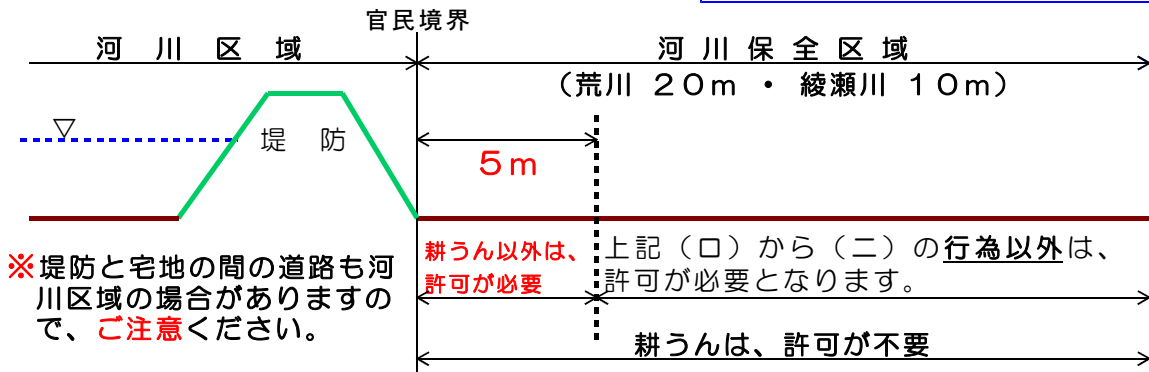
政令で定める行為とは (イ)から(ニ)

[政令：河川法施行令第34条]

ただし、これらの行為のうちであっ
ても**耕うんを除いて**河川管理施設の
敷地から**5m以内**で行われるもの
については**許可が必要**です。

- (イ) 耕うん
- (ロ) 堤内の土地における地表から**高さ3m以内の盛土**（堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが**20m以上のものは除く。**）
- (ハ) 堤内の土地における地表から**深さ1m以内の土地の掘削又は切土**
- (ニ) 堤内の土地における**工作物**（コンクリート造、石造、れんが造等の**堅固なもの**及び貯水池、水槽、井戸、水路等、**水が浸透する恐れのあるものを除く**）の**新築又は改築**

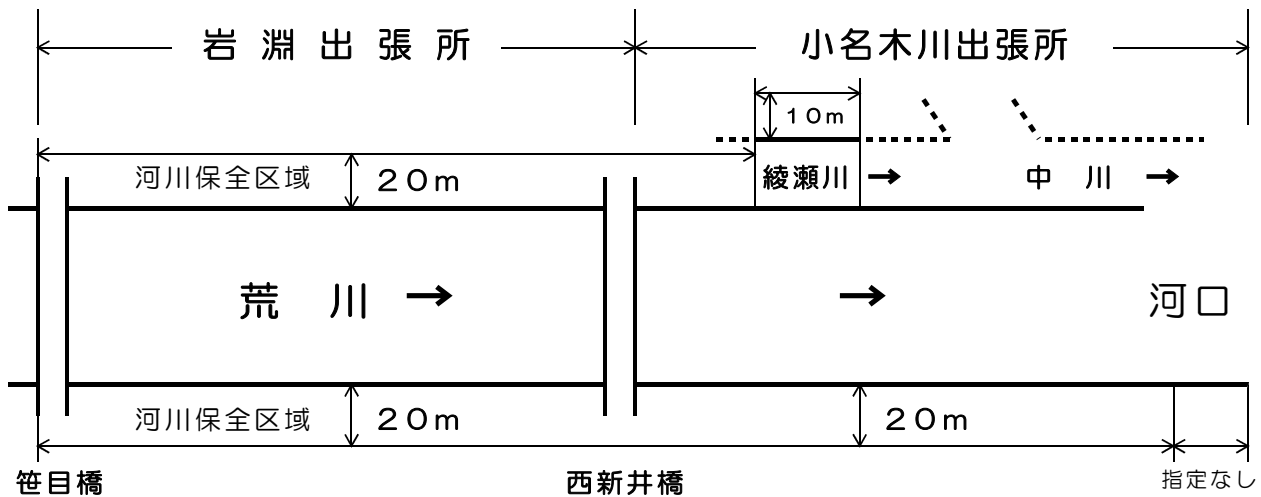
該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないものです。



詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。

各出張所管理区間【模式図】

※ 中川・綾瀬川
[東京都管理]



岩淵出張所 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-2
TEL03-3901-4240 FAX03-3901-2442

小名木川出張所 〒136-0072 東京都江東区大島8-33-26
TEL03-3681-6131 FAX03-3683-7453

国土交通省 関東地方整備局 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
荒川下流河川事務所 占用調整課 TEL03-3902-2326 FAX03-3902-7631